

浦安市自治会自主防災組織連絡協議会規約

(名 称)

第1条 この会は、浦安市自治会自主防災組織連絡協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 協議会は、自治会の自主防災組織相互の協力体制と自主防災組織活動の充実を図ることを目的とする。

(事 業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 自治会の自主防災組織相互の情報交換に関すること。
- (2) 防災に関する知識の普及に関すること。
- (3) 市の行う防災対策への協力に関すること。
- (4) その他協議会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(会 員)

第4条 協議会は、浦安市自治会連合会会員の自治会会長で構成する。

- 2 前項の規定にかかわらず、自治会会長で構成することが難しい場合は、当該自治会の自主防災組織の規約に定める代表者その他これに準ずる者をもって充てる。

(役 員)

第5条 協議会に次の役員を置く。

- | | |
|-----------|-----|
| (1) 会 長 | 1 名 |
| (2) 副 会 長 | 3 名 |
| (3) 幹 事 | 3 名 |
| (4) 庶 務 | 1 名 |

(役員を選出)

第6条 会長、副会長及び幹事は、浦安市自治会連合会役員をもって充てる。

- 2 庶務は、浦安市総務部危機管理課長の職にある者をもって充てる。

(役員の仕事)

第7条 会長は、協議会を代表して会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

3 幹事は、元町、中町、新町地区を代表し、連絡調整を行う。

4 庶務は、一般事務を処理する。

(会議)

第8条 会議は、必要に応じて会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会議は、会員の半数以上の出席をもって成立する。また、会員に事故があるときは、当該自治会の役員の中から代理の者1名を出席させることができる。

3 会議の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

4 会議の種類は、次のとおりとする。

(1) 総会

(2) 役員会

(部会)

第9条 第3条に規定する事業を適正かつ効率的に推進するため、協議会に部会を置くことができる。

2 部会は、元町、中町及び新町地区の3部会とし、別表の者をもって構成する。

3 部会長は、部会における調査研究又は検討の経過及び結果を協議会に報告しなければならない。

(事務局)

第10条 会務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局は、浦安市総務部危機管理課に置く。

附 則

この規約は、平成24年11月10日から施行する。

附 則

この規約は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和8年5月13日から施行する。

別表

| | |
|------|---------------------------------------|
| 部会長 | 副会長及び幹事の中から会長が選任する者（各部会1名） |
| 副部会長 | 各地区会員の推薦を受けた防災担当者の中から部会長が指定する者（各部会1名） |
| 部会員 | 各地区会員の推薦を受けた防災担当者（各地区1名） |